

(平成27年4月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	58 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	57 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年10月まで

申立期間を含む昭和45年4月から53年3月までの国民年金保険料は、55年6月に、納付書により、A市役所内の銀行窓口で、同居していた兄の保険料と一緒に遡って、約95万円を納付したので、申立期間に係る保険料のみが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を遡って納付したとする昭和55年6月は第3回特例納付の実施期間中であり、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、制度発足時の35年11月頃に払い出されたものと推認され、国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳によると、申立期間について、申立人は強制加入被保険者とされていることから、特例納付の対象者となる。

また、申立人が昭和55年6月に一緒に遡って国民年金保険料を納付したとする兄については、国民年金被保険者台帳によると、申立期間を含む44年11月から53年3月までの期間及び36年4月から39年6月までの期間に係る保険料を、第3回特例納付により、55年6月に納付した旨記載されている。

さらに、申立人が昭和55年6月に納付したとする国民年金保険料額は、申立人の申立期間を含む45年4月から53年3月までの保険料並びに兄の36年4月から39年6月までの期間及び44年11月から53年3月までの期間に係る保険料を併せて、第3回特例納付により納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無いな

ど、その主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 9001

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月30日から同年9月1日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いが、両社は同じ親族が経営しており、仕事内容は変わらず社名だけ変更になると説明を受け、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間があるのはおかしい。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びに元事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係る関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成9年9月1日であることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年8月30日資格喪失時のオンライン記録から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月22日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万7,000円、申立期間②は12万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月21日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、

申立期間①は6万7,000円、申立期間②は12万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は12万7,000円、申立期間②は11万7,000円、申立期間③は12万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月21日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞

与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は12万7,000円、申立期間②は11万7,000円、申立期間③は12万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は69万円、申立期間②は50万円、申立期間③は80万円、申立期間④は90万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 69 万円、申立期間②は 50 万円、申立期間③は 80 万円、申立期間④は 90 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万7,000円、申立期間②は10万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月21日  
② 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、

申立期間①は3万7,000円、申立期間②は10万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万7,000円、申立期間②は12万円、申立期間③は13万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月21日  
③ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞

与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は6万7,000円、申立期間②は12万円、申立期間③は13万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は8万4,000円、申立期間②は4万9,000円、申立期間③及び④は7万9,000円、申立期間⑤は8万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年12月16日  
⑤ 平成18年12月21日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、

申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万4,000円、申立期間②は4万9,000円、申立期間③及び④は7万9,000円、申立期間⑤は8万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、25 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日  
申立期間に A 社（現在は、B 社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、25 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万円、申立期間②は11万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 21 日  
② 平成 17 年 12 月 16 日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、

申立期間①は6万円、申立期間②は11万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は18万4,000円、申立期間②は12万3,000円、申立期間③は18万4,000円、申立期間④は23万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除

されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は18万4,000円、申立期間②は12万3,000円、申立期間③は18万4,000円、申立期間④は23万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は12万2,000円、申立期間②は8万4,000円、申立期間③及び④は12万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。



したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は12万2,000円、申立期間②は8万4,000円、申立期間③及び④は12万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は8万7,000円、申立期間②は13万7,000円、申立期間③は15万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月21日  
③ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞

与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万7,000円、申立期間②は13万7,000円、申立期間③は15万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は25万4,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③及び④は25万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は25万4,000円、申立期間②は16万5,000円、申立期間③及び④は25万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は25万8,000円、申立期間②は16万7,000円、申立期間③及び④は25万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は25万8,000円、申立期間②は16万7,000円、申立期間③及び④は25万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は13万1,000円、申立期間②は10万1,000円、申立期間③は13万1,000円、申立期間④は21万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除



されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は13万1,000円、申立期間②は10万1,000円、申立期間③は13万1,000円、申立期間④は21万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は7万8,000円、申立期間②は4万1,000円、申立期間③は6万8,000円、申立期間④は7万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除

されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万8,000円、申立期間②は4万1,000円、申立期間③は6万8,000円、申立期間④は7万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万2,000円、申立期間②は10万7,000円、申立期間③は11万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月21日  
③ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞

与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は6万2,000円、申立期間②は10万7,000円、申立期間③は11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は9万1,000円、申立期間②は6万2,000円、申立期間③及び④は9万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万1,000円、申立期間②は6万2,000円、申立期間③及び④は9万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は 10 万 8,000 円、申立期間②は 7 万 5,000 円、申立期間③は 10 万 8,000 円、申立期間④は 8 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 22 日  
② 平成 16 年 7 月 20 日  
③ 平成 16 年 12 月 21 日  
④ 平成 17 年 12 月 16 日

申立期間に A 社（現在は、B 社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除



されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は10万8,000円、申立期間②は7万5,000円、申立期間③は10万8,000円、申立期間④は8万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万円、申立期間②は6万3,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は6万3,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は12万4,000円、申立期間②は7万5,000円、申立期間③は12万4,000円、申立期間④は11万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除

されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は12万4,000円、申立期間②は7万5,000円、申立期間③は12万4,000円、申立期間④は11万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は29万円、申立期間②は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月20日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万円、申立期間②は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、38万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与に係る一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、38万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万2,000円、申立期間②及び③は11万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日  
② 平成16年12月21日  
③ 平成17年12月16日

申立期間にA社（現在は、B社）において支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、事業主から提出された賞与に係る一覧表により、申立人が賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞



与に係る一覧表により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は6万2,000円、申立期間②及び③は11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9029

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

昭和55年に入社したA社について、57年に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生労働省の記録によれば、55年8月が厚生年金保険の被保険者期間に含まれていない。

申立期間もA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の同僚が給与から申立期間に係る保険料を控除されていたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和

55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本により申立期間において事業所名及び所在地の変更が無いことが確認できる上、上述のとおり、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、複数の同僚が申立期間において継続して勤務していたと供述していることから、同社は申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9030

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

A社に入社して以来、途中で社名がB社（申立期間当時は、A社）に変更されたものの、昭和56年に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生労働省の記録によれば、55年8月が厚生年金保険の被保険者期間に含まれていない。

申立期間もA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の同僚が給与から申立期間に係る保険料を控除されていたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本により申立期間において事業所名及び所在地の変更が無いことが確認できる上、上述のとおり、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、複数の同僚が申立期間において継続して勤務していたと供述していることから、同社は申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9031

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで  
A社からB社へ事業所名が変更となったが、勤務形態や仕事内容は変わっておらず、申立期間もA社に継続して勤務していた。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において、A社又はB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の同僚が、申立期間において同社の業務内容に変化は無く、継続して勤務していたとし、厚生年金保険料は、申立期間において控除されていたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、11万8,000円とす

ることが妥当である。

なお、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本により申立期間において事業所名及び所在地の変更が無いことが確認できる上、上述のとおり、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、複数の同僚が申立期間において継続して勤務していたと供述していることから、同社は申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 9032

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は3万円、申立期間②は5万円、申立期間③から⑥までは7万円、申立期間⑦は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 18 日  
② 平成 16 年 7 月 15 日  
③ 平成 16 年 12 月 16 日  
④ 平成 17 年 7 月 15 日  
⑤ 平成 17 年 12 月 22 日  
⑥ 平成 18 年 7 月 20 日  
⑦ 平成 19 年 12 月 21 日

私は、A社（現在は、B社）に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間に係る7回分の賞与が年金記録に反映されていない。同社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に係る年金記録の回復をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された全社員賞与集計表（簡易）により、申立人は、申立期間①から⑦までにおいて、A社から賞与を支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額については、上記賞与集計表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は3万円、申立期間②は5万円、申立期間③から⑥までは7万円、申立期間⑦は11万円とすることが妥当である。



なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑦までの標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年7月31日  
③ 平成16年12月31日  
④ 平成17年12月31日

日本年金機構から年金記録確認の照会があり、申立期間①から④までにおいてA社から支給された賞与の記録が漏れていることが判明した。それぞれ30万円から40万円ほどの賞与だったと思う。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、複数の同僚が所持している当該期間に係る賞与支払明細書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社から当該期間において、賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、B市税務課から提出された申立人に係る平成17年度の「所得・課税状況等調査回答書」に記載された平成16年中の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される同年の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる上、当該「所得・課税状況等調査回答書」から推計した申立期間②及び③に係る賞与支給額は、申立人が記憶していた賞与支給額とおおむね符合している。

さらに、申立人と同様に申立期間②及び③の賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支払明細書により、当該期間において

厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間②及び③の標準賞与額については、B市税務課から提出された平成17年度の「所得・課税状況等調査回答書」及び同僚の賞与支払明細書を基に算出した賞与支給額又は保険料控除額から、それぞれ30万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①及び④について、事業主は、当該期間の賃金台帳を所持しておらず、申立人に賞与が支払われたことが分かる資料は無いと回答していることから、当該期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B市税務課から提出された平成16年度及び18年度の「所得・課税状況等調査回答書」からは、申立期間①及び④に係る賞与の支給等を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9034

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を58万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 17 日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、58万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9035

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は27万7,000円、申立期間②は23万3,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は27万7,000円、申立期間②は23万3,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9036

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は35万8,000円、申立期間②は32万3,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は35万8,000円、申立期間②は32万3,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9037

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は33万5,000円、申立期間②は35万9,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は33万5,000円、申立期間②は35万9,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9038

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は45万1,000円、申立期間②は47万2,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は45万1,000円、申立期間②は47万2,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 関東（栃木）厚生年金 事案 9039

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 40 万 4,000 円、申立期間②は 37 万 4,000 円、申立期間③は 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 17 日  
② 平成 16 年 7 月 20 日  
③ 平成 16 年 12 月 22 日

申立期間に A 社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は 40 万 4,000 円、申立期間②は 37 万 4,000 円、申立期間③は 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9040

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 51 万 7,000 円、申立期間②は 49 万円、申立期間③及び④は 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 17 日  
② 平成 16 年 7 月 20 日  
③ 平成 16 年 12 月 22 日  
④ 平成 17 年 7 月 21 日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は 51 万 7,000 円、申立期間②は 49 万円、申立期間③及び④は 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9041

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は27万7,000円、申立期間②は22万9,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は27万7,000円、申立期間②は22万9,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9042

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は41万3,000円、申立期間②は39万7,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は41万3,000円、申立期間②は39万7,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9043

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は24万2,000円、申立期間②は23万8,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は24万2,000円、申立期間②は23万8,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9044

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は23万9,000円、申立期間②は23万8,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は23万9,000円、申立期間②は23万8,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9045

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は41万6,000円、申立期間②は47万5,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は41万6,000円、申立期間②は47万5,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9046

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は23万3,000円、申立期間②は20万6,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は23万3,000円、申立期間②は20万6,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 関東（栃木）厚生年金 事案 9047

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は31万9,000円、申立期間②は29万6,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は31万9,000円、申立期間②は29万6,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9048

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 22 万円、申立期間②は 25 万 6,000 円、申立期間③及び④は 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 17 日  
② 平成 16 年 7 月 20 日  
③ 平成 16 年 12 月 22 日  
④ 平成 17 年 7 月 21 日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は 22 万円、申立期間②は 25 万 6,000 円、申立期間③及び④は 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9049

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は38万8,000円、申立期間②は34万7,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①38万8,000円、申立期間②は34万7,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9050

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は28万4,000円、申立期間②は25万6,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は28万4,000円、申立期間②は25万6,000円、申立期間③及び④は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9051

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は7,000円、申立期間②は27万5,000円、申立期間③及び④は10万円、申立期間⑤は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日  
⑤ 平成17年12月20日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前記源泉徴収簿の保険料控除額から、申立期間①は7,000円、申立期間②は27万5,000円、申立期間③及び④は10万円、申立期間⑤は8万6,000円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとされていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9052

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は19万3,000円、申立期間②及び③は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 20 日  
② 平成 16 年 12 月 22 日  
③ 平成 17 年 7 月 21 日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は19万3,000円、申立期間②及び③は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9053

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万円、申立期間②及び③は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 20 日  
② 平成 16 年 12 月 22 日  
③ 平成 17 年 7 月 21 日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は1万円、申立期間②及び③は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 関東（栃木）厚生年金 事案 9054

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 22 日  
② 平成 17 年 7 月 21 日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、それぞれ10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 9055

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 22 日  
② 平成 17 年 7 月 21 日

申立期間にA社から支払われた賞与が厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る上記源泉徴収簿における保険料控除額から、それぞれ10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は38万円、申立期間②は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月10日  
② 平成20年12月10日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、同社が当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったため、当該賞与に係る記録が無い。

最近、A社が改めて賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の保険給付に反映されない記録となっているので、年金額に反映されるように訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分及び20年分賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は38万円、申立期間②は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 9057

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年12月1日まで

私は、昭和49年4月1日に「C職」としてD区にあったE事業所に勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務後しばらくして、当該事業所の所長に健康保険証が必要な旨を伝えると、すぐに手続きをすると言われ、同年12月1日から厚生年金保険に加入したが、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC職雇用条件確認書、B社からの回答及び同僚の証言により、申立人は、申立期間においてE事業所にC職として勤務していたものと認められる。

また、上記雇用条件確認書により、給与総額とともに厚生年金保険料について規定されていることが認められるところ、上記事業所の当時の給与担当者は、C職の給与については、決められた手取額を毎月定額で支給していたため、入所時に行うべきC職としての登録申請の手続を行ったか否かにかかわらず、C職の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うとしており、申立人の申立期間の厚生年金保険料についても申立人の給与

から控除されていた可能性がある」と回答している。

さらに、申立期間と同じ頃に申立人と同じ学校に通い、E事業所に入所し、同じ業務に従事していたとする複数の同僚は、入所すると同時に厚生年金保険に加入し厚生年金保険料が控除されていた旨の回答をしているところ、事業所別被保険者名簿により、当該期間において、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の同僚の標準報酬月額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、A社は平成14年に適用事業所でなくなっており、当時の資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会にも社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年11月21日から同年12月1日まで  
申立期間当時、A社でB業務を担当していた。事務所はC区D地区にあった。昭和62年12月1日付けで、社命により同一企業グループであるE社に転籍となったが、実態は継続して同じ仕事を行っていた。

しかし、日本年金機構の記録では、A社での厚生年金保険の資格喪失日は昭和62年11月21日であり、E社での取得日は同年12月1日となっており、1か月の空白期間が存在している。間違いなく継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の回答、複数の同僚及び同社の顧問税理士の供述により、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

昭和62年12月1日付けでA社からE社に転籍した申立人を含む8人の厚生年金保険の資格喪失日は、同年11月21日と記録されており、1か月の空白期間が確認できるところ、このことについてA社の元事業主は、「当然継続するように手続をしたと思っているので、どうしてそうなっているのかは分からない。勤務は継続していたので給与から厚生年金保険料を控除したと思う。」と回答している。

また、転籍先であるE社の元事業主は、「社命による同一企業グループの転籍であり、申立人は申立期間に1日の空白もなく継続して正社員とし

て勤務していた。正社員だったので申立期間の保険料を給与から控除したと思う。」と回答している。

さらに、A社からE社に同時期に転籍した同職種の複数の同僚は、「申立人は、両社において、継続して同じB業務を担当していた。正社員だったので給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と供述している上、当時、両社から給与計算業務を請け負っていた元顧問税理士は「申立人は申立期間に勤務していたと思う。正社員だったので給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和62年10月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が保管されていないため申立てどおりの届出、保険料の納付等については不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 関東（山梨）厚生年金 事案 9061

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月は14万2,000円、同年5月から同年9月までは20万円、同年10月は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月25日から同年11月26日まで  
昭和63年4月頃からA社にB職として勤務し、同年5月分の給与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、同年11月26日まで厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の申述並びに給与支払明細書から判断すると、申立人は、A社に昭和63年4月25日から継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出した預金通帳及び給与支払明細書により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、申立期間における標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書の保険料控除額から、昭和63年4月は14万2,000円、同年5月から同年9月までは20万円、同年10月は19万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、

その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）は当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 4 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 9063

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和48年9月1日、資格喪失日に係る記録を49年6月25日とすることが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、5万6,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月1日から49年7月17日まで  
② 昭和49年12月31日から50年5月1日まで  
申立期間①は、A社及びB社に勤務していた。また、申立期間②は、C社に勤務していたが、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 雇用保険の被保険者記録及び同僚の陳述から、申立人は昭和48年9月1日から49年6月25日までA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人が昭和48年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった49年6月25日より後の同年7月5日付けで、被保険者資格が取得時に遡って取消処理されていることが確認できる。

さらに、上記被保険者原票において、申立人と同日付けで被保険者資格が取得時に遡って取消処理が行われている者が23人確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和49年7月5日付けで行われた被保険者資格取得取消しを行う合理的な理由は見当たらないことから、A社における申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は48年9月1日、資格喪失日については、

同社が適用事業所ではなくなった 49 年 6 月 25 日であると認められる。

なお、昭和 48 年 9 月から 49 年 5 月までの標準報酬月額は、A 社に係る被保険者原票の資格取得の取消し前における記録から、5 万 6,000 円とすることが必要である。

- 2 申立期間①のうち、昭和 49 年 6 月 25 日から同年 7 月 17 日までの期間については、A 社及び B 社は既に解散しているため関連資料（賃金台帳等）が無く、両社の元事業主も連絡先等が不明のため照会できないことから、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、同僚の一人は、「自身の給与から厚生年金保険料が控除されていない時期があった。」と陳述しており、別の同僚からは、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、B 社が厚生年金保険の新規適用事業所となるまでの間、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる具体的な回答が得られなかった。

- 3 申立期間②について、C 社は既に解散しているため関連資料（賃金台帳等）が無く、同社の元事業主も既に故人となっているため照会できないことから、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、同僚からは、C 社が厚生年金保険の新規適用事業所となる前から、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる具体的な回答が得られなかった。

- 4 このほか、申立期間①のうち、昭和 49 年 6 月 25 日から同年 7 月 17 日までの期間及び申立期間②における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から43年3月まで

私は、短期大学生であった昭和42年\*月に20歳になるにあたり、母親から国民年金に加入しないといけないと言われ、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。この当時、私の兄も国民年金に加入し、兄の国民年金の加入記録は保険料納付済みとなっている。私だけが、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、短期大学生であった昭和42年\*月に20歳になったことから、その母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされるその母親は、既に他界しており証言を得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和44年8月頃に払い出されたと推認され、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳では、申立人の初めての被保険者資格取得は同年3月1日に強制加入と記録されていること、申立期間当時は、短期大学生は任意加入であったことから、申立期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できなかった期間であると考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から平成 10 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月から平成 3 年 6 月まで  
② 平成 3 年 7 月から 7 年 4 月まで  
③ 平成 7 年 5 月から 10 年 4 月まで

私は昭和 61 年 9 月に A 社を退職した後、当時住んでいた B 県 C 市において国民年金に加入した。

平成 3 年 7 月には D 県 E 市に、7 年 5 月には F 県 G 市（現在は、H 市）に転居したが、10 年 4 月までは各市役所から郵送された納付書に現金を添えて半年ごとに国民年金保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 9 月に会社を退職した後、B 県 C 市で国民年金の加入手続を行い、D 県 E 市、F 県 G 市に転居しても国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人の当該加入手続及び保険料納付状況についての記憶は明確でなく、これらの状況は不明である。

また、当委員会において、本名及び複数の通称名についてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間とされており、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 関東（埼玉）国民年金 事案 5582

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで  
申立期間に係る国民年金保険料は、父から、納税組合を通じて納付していたと聞いていたので、未納とされていることに納得がいかない。申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が納税組合を通じて申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人の父は既に他界している上、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していないとしていることから、申立期間に係る保険料の納付状況について具体的な陳述が得られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者記録から、昭和50年12月頃に払い出されたものと推認され、同時点で申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となるが、A市は「現年度の国民年金保険料は収納していたが、過年度保険料については、原則社会保険事務所（当時）に納付書の発行を依頼しており、当市では収納していなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録等で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から58年3月までの期間、58年7月から61年3月までの期間、62年11月から63年3月までの期間及び同年5月から平成元年3月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和27年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和51年4月から58年3月まで  
② 昭和58年7月から61年3月まで  
③ 昭和62年11月から63年3月まで  
④ 昭和63年5月から平成元年3月まで

A県内の会社を退職し、独立するためにB市に転居し、転居後に送付されてきた納付書で国民年金保険料を妻の分と合わせてC銀行（当時）又は郵便局で毎月納付していた。B市からA県D市に転居した後も納付書で郵便局を利用して妻の分を含めた保険料を毎月納付していた。申立期間①から④までが未納となっていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をその妻の分と合わせて自ら行い、申立期間①から④までに係る国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人は国民年金の加入手続をした時期及び場所に関する記憶並びに当該期間に係る保険料納付に関する記憶が明確でなくこれらの状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号の払出時期は、同記号番号の前後の払出状況により昭和58年8月頃と推認できることから、この時点では申立期間①のうち、51年4月から56年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、同年7月から58年3月までの保険料は遡って納付することが可能であるが、申立人

は遡って納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとしている妻の申立期間①から④までに係る保険料は未納となっていることが、B市作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が申立期間①から④までに係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から58年3月までの期間、58年7月から61年3月までの期間、62年11月から63年3月までの期間及び同年5月から平成元年3月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から58年3月まで  
② 昭和58年7月から61年3月まで  
③ 昭和62年11月から63年3月まで  
④ 昭和63年5月から平成元年3月まで

夫はA県内の会社を退職し、独立するために夫婦でB市に転居し、転居後に送付されてきた納付書で国民年金保険料を夫がC銀行（当時）又は郵便局で毎月納付していた。B市からA県D市に転居した後も納付書で郵便局を利用して夫が保険料を毎月納付していた。

申立期間①から④までが未納となっていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を夫の分と合わせて行い、申立期間①から④までに係る申立人の国民年金保険料を夫の保険料と一緒に納付していたと申し立てているが、夫は国民年金の加入手続をした時期及び場所に関する記憶並びに当該期間に係る国民年金の保険料納付に関する記憶は明確でなく、申立人も関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号の払出時期は、同記号番号の前後の払出状況により昭和58年8月頃と推認できることから、この時点では申立期間①のうち、51年4月から56年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、同年7月か

ら 58 年 3 月までの保険料は遡って納付することが可能であるが、申立人の夫は遡って納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとしている夫の申立期間①から④までに係る保険料は未納となっていることが、B市作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が申立期間①から④までに係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）国民年金 事案 5586

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から52年3月まで

私が20歳になった昭和49年\*月頃、私の父が、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、父が同市役所に出向いて納付していたはずである。申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が昭和49年\*月頃、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、父がA市役所に出向いて納付していたはずであるとしているが、申立人の父は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）国民年金 事案 5587

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から同年 9 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に会社を退職した後の国民年金の加入手続については覚えていないが、申立期間の国民年金保険料については、同年の秋頃に A 市役所から保険料の未払通知書が届いたため、遡って一括で同市役所において納付したはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続については覚えていないが、昭和52年の秋頃に A 市役所から国民年金保険料の未払通知書が届いたため、遡って一括で同市役所において納付したはずであると申述しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号\*は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年4月頃に B 村（現在は、C 市）で払い出されたと推認されるが、申立人に係る B 村の国民年金被保険者名簿、当該手帳記号番号の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、51年3月21日に国民年金の被保険者資格を喪失して以降、当該手帳記号番号において被保険者資格を再取得した形跡が見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号\*は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年10月頃に A 市で払い出されたと推認されるが、当該手帳記号番号の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、当該手帳記号番号において52年10月2日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立



期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、オンライン記録によると、A市で払い出された国民年金手帳記号番号は、B村で払い出された手帳記号番号との重複のため、昭和60年12月17日に整理統合されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年9月まで

私が平成6年4月に会社を退職した後、妻がA市役所で私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に金融機関で納付したはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が平成6年4月に会社を退職した後、妻がA市役所で私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に金融機関で納付したはずである。」と申述しているが、申立人の妻は、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年8月頃に払い出されたと推認され、申立人は、この頃に加入手続を行ったと考えられ、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、20歳到達時の45年\*月\*日に国民年金の被保険者資格を取得し、56年12月11日に同被保険者資格を喪失後、同被保険者資格を再取得した形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの期間、同年8月及び平成元年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年9月から61年3月まで  
② 昭和61年8月  
③ 平成元年9月から同年11月まで

母が私の国民年金の加入手続をA市役所で行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を同市役所窓口で現金で納付していたと、母から聞いているので、申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の保険料を納付したとするその母は加入手続及び保険料納付の記憶が明確ではなく、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成7年10月頃に払い出されたと推認され、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられるところ、当該払出時点では、申立期間①、②及び③は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間となっている。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①、②及び③は、前述した平成7年10月頃の申立人の国民年金の加入手続に伴い、同年11月14日付けで、申立人の被保険者資格の取得及び喪失処理が行われた結果生じた

国民年金保険料の未納期間であり、それまでは保険料が納付できない国民年金の未加入期間であったことから、申立期間当時、申立人の母が申立期間①、②及び③の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 9002

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで  
昭和 59 年 1 月末日まで A 社（現在は、B 社）に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず記録が確認できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び B 社から提出された退職所得の受給に関する申告書により、申立人が申立期間に A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社から提出された厚生年金基金加入員資格喪失通知書により、申立人に係る資格喪失届は、オンライン記録どおりの昭和 59 年 1 月 31 日資格喪失として提出されていることが確認できる上、同資格喪失届の備考欄には、退職日と思われる「1/30 付」との記載が認められる。

また、事業主は、申立期間の申立人に係る厚生年金保険を控除していたかどうか確認できる資料が無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかについては不明との回答をしている。

さらに、企業年金連合会から提出された中脱記録照会（回答）及び C 厚生年金基金から提出された記録は、オンライン記録に符合していることが確認できる。

加えて、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて裏付ける供述及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 9003

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月  
勤務していたA社(現在は、B社)から、平成 18 年 4 月に賞与を支給されたが、賞与の記録が無いので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、関係資料は保存されておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、C銀行D支店から提出された申立人に係る普通預金元帳によると、オンライン記録により標準賞与額の記録が確認できる平成 18 年 7 月及び同年 12 月賞与については振込みが確認できるものの、同年 4 月については賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 9004

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月  
勤務していたA社(現在は、B社)から、平成 18 年 4 月に賞与を支給されたが、賞与記録が無いので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、関係資料は保存されておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、C銀行D支店から提出された申立人に係る普通預金元帳によると、オンライン記録により標準賞与額の記録が確認できる平成 18 年 7 月及び同年 12 月賞与については振込みが確認できるものの、同年 4 月については賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 9059

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 13 日から同年 8 月 3 日まで  
② 昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 53 年 5 月 4 日から同年 10 月 18 日まで  
④ 昭和 53 年 12 月 1 日から 54 年 3 月 23 日まで

申立期間①については、A学校（現在は、B学校）に講師として臨時的任用された。申立期間②については、C学校に講師として臨時的任用された。申立期間③については、D学校に臨時職員（助教諭）として採用された。申立期間④については、E学校に臨時職員（助教諭）として採用された。各申立期間の辞令書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、申立人が提出した辞令書から、申立人は、当該期間において、A学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A学校は厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できない。

また、A学校は、F学校及びG学校と統合し、B学校となったが、同校はA学校の資料は無いと回答している。

H市教育委員会は、「昭和 52 年頃の臨時的任用（講師）の厚生年金保険加入を含む給与関係事務については、I 県教育委員会が行っていた。」と回答していることから、辞令書の任命権者である I 県教育委員会に照会したが、当時の資料は保存期間経過のため無いと回答している。

また、I 県教育委員会は、昭和 41 年 4 月 11 日から 56 年 2 月 1 日までの期間、厚生年金保険の適用事業所となっているが、I 県教育委員会

の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②については、申立人が提出した辞令書及びC学校が提出した申立人の履歴書から、申立人は、当該期間において、同校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C学校が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間②後の昭和57年11月1日である。

C学校は、「保存年限経過のため、届出及び保険料控除等について確認できる資料が無い。当時の臨時的任用（講師）の厚生年金保険加入の取扱いについては、人事異動があり、当時の状況を正確に把握し回答できる者は不在であり不明。」と回答している。

また、I県教育委員会は、「C学校が、厚生年金保険の適用事業所になる前、臨時的任用で採用された者がどこの厚生年金保険に加入していたかは分からない。給与計算は、I県J庁でやっていたと思うが、資料は、保存期間経過のため無い。」と回答している。

- 3 申立期間③については、申立人が提出した辞令書及びD学校を管轄するI県J庁K事務所が提出した「D学校 学校沿革誌」から、同校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、I県J庁K事務所は、給与明細書等書類や社会保険関係等の書類が現存しないため、届出及び保険料控除等については不明と回答している。

また、申立期間③当時、I県J庁K事務所の厚生年金保険に加入した複数の者に照会したところ、二人が、臨時職員として勤務した期間のうち、厚生年金保険の加入記録が無い期間があると供述している。

さらに、申立期間③当時、I県J庁K事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 4 申立期間④については、申立人が提出した辞令書及びE学校を管轄するI県J庁L事務所が保管する申立人の履歴書から、E学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、I県J庁L事務所は、保険料の控除を確認できる資料が無い場合、届出及び保険料控除等については不明と回答している。

また、申立期間④当時、I県J庁L事務所の厚生年金保険に加入した複数の者に照会したところ、一人が、臨時職員として勤務した期間のうち、厚生年金保険の加入記録が無い期間があると供述している。

さらに、I県市町村立学校臨時職員取扱規程第19条では、「臨時職

員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に加入させるものとする。ただし、これに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでない。」と規定しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間④において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間④当時、I 県 J 庁 L 事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 5 このほか、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（山梨）厚生年金 事案 9060

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 11 日

A社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 7 月に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 7 月に支払われた賞与について、賞与の支払記録が無いのはおかしい旨を申し立てている。

しかしながら、A社は既に解散しており、同社の業務を引き継いだとされるB社に照会したところ、「A社は既に解散しており、当時の担当者も分からない。同社の人事記録や賃金台帳については、同社から当社に継続して勤務した者についてのみ保存しており、それ以前に退職した者についての書類は保存していない。」と回答しており、平成 15 年 9 月 30 日に退職した申立人について、確認することはできないとしている。

また、申立人が当時住所を有していたC市役所では、当時の課税関係資料については保存期間が経過しているため不明としている上、申立人も保険料控除が確認できる給与明細書等を所持していない。

さらに、申立人と同じ平成 15 年 4 月 1 日に健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 33 人について、申立人と同様に同年 7 月の賞与支払記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案9062

### 第1 委員会の結論

申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月1日から53年3月1日まで  
② 昭和53年11月26日から54年4月1日まで  
③ 昭和58年4月1日から59年10月1日まで

私は昭和49年2月1日から54年3月31日まで、A社、同社B支店、C社及びD社のいずれかに勤務した。各社に勤務した期間は覚えていないが、申立期間①及び②において、厚生年金保険被保険者となっていない。

また、私は昭和58年4月1日から60年3月までE社に勤務したが、申立期間③は厚生年金保険被保険者となっていない。

申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、D社の元代表取締役は「当時、申立人が二度勤務したことは担当者から報告を受けていたが、それぞれの勤務期間は分からない。保険料控除を確認できる資料は無い。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人がD社に勤務したことはうかがえる。

しかしながら、A社における昭和46年3月の設立時から51年5月までの代表取締役は死亡しているため照会できず、その後59年12月に解散するまでの複数の代表取締役に照会したところ、そのうち一人から「申立人を覚えていない。会社は解散しているため保険料控除を確認できる資料は無い。」との回答があった。

また、C社の代表取締役は所在不明であることから、申立人の申立期

間①及び②に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除は不明である。

さらに、雇用保険被保険者記録によると、申立人のA社における雇用保険被保険者資格取得日は昭和53年3月1日、離職日は同年11月25日であり、オンライン記録と一致している上、A社の事業所別被保険者名簿、C社及びD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間①及び②に資格取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

- 2 申立期間③については、商業登記簿謄本によると、E社は平成元年12月3日に解散しており、代表取締役にも照会したが回答を得られないことから、申立期間③に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除は不明である。

また、雇用保険被保険者記録によると申立人のE社における雇用保険被保険者資格取得日は昭和59年10月1日、離職日は60年4月1日であり、オンライン記録と一致している上、E社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間③に資格取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。